宝塚市立病院インターネット回線整備事業

実施事業者募集要項

令和5年(2023年)6月

宝塚市立病院

1 案件名

宝塚市立病院インターネット回線整備事業

2 目的

本業務は、宝塚市立病院における患者用公衆無線(Wi-Fi)導入および職員用インターネット回線の整備による業務効率向上等が実施され、患者サービス向上・職員満足度の向上、ひいては当院の経営改善を図ることを目的とする。

3 業務内容

別紙1 (インターネット回線整備事業仕様書) のとおり

4 業務期間

契約締結日から令和6年(2024年)3月31日まで

5 参加資格要件

以下の要件を全て満たす事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 宝塚市指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 病院での Wi-Fi 等のネットワーク回線導入もしくはその運用管理保守業務の実績が2件以上あること。
- (4) 宝塚市暴力団排除の推進に関する条例(平成24年条例第6号、以下「暴力団排除条例」という。)第2条第3号に該当しないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

6 契約上限額

47,300,000円(消費税及び地方消費税を含む)

ただし、以下の注意点を考慮すること。

- (1) 本契約とは別に保守契約を締結するため、保守費用については見積金額に含めず、 導入・運用開始までの費用を見積もること。
- (2) 上記の額を上回る見積書を提出したものは失格とする。

7 日程等(予定)(提出期限・回答・通知は原則午後5時までとする。)

(1) 募集要項公開 (病院ホームページ)令和5年 6月20日 (火)(2) 質問書提出期限令和5年 7月 5日 (水)

(3) 質問事項回答 令和5年 7月 7日(金)

(4) 企画提案書·見積書等 提出期限 令和5年 7月19日(水)

(5) プレゼンテーション実施 令和5年 7月25日(火)※予定

8 提出書類

(1) 企画提案書 7部(原本1部、副本6部)

A4版30ページ以下にて作成。資源節約の折、簡易製本のこと。

ただし、整備エリア(図面)がA4だと不都合があれば該当ページのA3でも良い。 別紙1(インターネット回線整備仕様書)の内容を踏まえた上で、下記① \sim ⑩について記載すること。

- ① 提案概要
- ② 病院へのW i F i 導入実績もしくは運用管理保守業務実績
- ③ 技術仕様(機器仕様等)
- ④ 職員用インターネット環境
- ⑤ 患者用インターネット環境
- ⑥ インターネットの各種サービス等
- ⑦ セキュリティに関する事項
- ⑧ 整備エリア
- ⑨ 運用・保守に関する事項
- ⑩ 実施体制・スケジュール
- (2) 見積書(様式自由) 1部

別途保守契約を締結するため、保守費用は含めないこと。

(※ただし、下記(3)の「導入後7年間の想定費用」を必ず提出すること)

- (3) 導入後7年間の想定概算費用(様式第1号) 1部
- (4) 応募者連絡票(様式第2号) 1部

9 質疑

質疑がある場合は、質問書(様式第3号)を用い、電子メールによる提出とし、第7項に定めた提出期限までに提出すること。質問書に対する回答は、第7項に定めた回答日に、当院ホームページ上に開示する。

10 書類等提出先(連絡先)

宝塚市立病院 経営統括部 医事・経営担当 (岡本・吉野)

〒665-0827 宝塚市小浜4丁目5番1号

電話番号 0797-87-1161

電子メール m-takarazuka0299@city.takarazuka.lg.jp

11 留意事項

- (1) 提出された書類は、返却しない。
- (2) 提出書類に虚偽事項が記載されていた場合は無効とする。
- (3) 提出期限後における提出書類の訂正や差し替えは不可とする。
- (4) 選定の途中経過に関する問い合わせは一切行わないこと。
- (5) 企画提案書等の提出期限までの間に、院内の下見等の実施を希望する場合は第10項

のメールアドレス宛てに、件名を「インターネット回線整備事業下見希望」として、 その旨をメール送信すること。

- (6) 提出書類の作成、提出、プレゼンテーションへの参加等、応募に係る諸経費について は、全て応募事業者の負担とする。
- (7) 契約を締結するに当り、暴力団排除条例第7条及び宝塚市等の事務等からの暴力団等 の排除の推進に関する要綱第3条第2号に基づく誓約書を提出のこと。
- (8) 提出書類は、宝塚市情報公開条例に基づく公開請求があった場合、原則公開となる。 ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる 情報は非公開となる場合があるので、この情報に該当する部分がある場合には、あら かじめ文書により申し出ること。また、本プロポーザルの実施候補者選定前において、 その決定に影響が出るおそれのある情報については、実施候補者決定後の公開とする。
- 13 プレゼンテーションの開催について
- (1)開催日時 令和5年7月25日(火)(※予定。詳細は提出書類受理後に通知する)
- (2) 開催場所 宝塚市立病院 3階講堂
- (3) プレゼンテーション内容
 - ①企画提案書の内容について具体的に説明すること。
 - ②その後、質疑応答を実施する。
- (4) プレゼンテーション当日の注意事項
 - ① 1 者あたりのプレゼンテーションに要する時間は、企画提案書の説明を 15 分、質疑応答を 15 分程度とする。
 - ②プレゼンテーション参加人数は、4名以下とする。うち1名は必ずプロジェクトリーダーが参加すること。
 - ③ P C・プロジェクターを使用する場合は、病院側で準備するため事前に申し出ること。
 - ④PCを使用してプレゼンテーションソフトの活用を行う場合は、そのデータ内容は事前に提出した企画提案書に沿ったものであること。なお、病院が用意するPCを利用する場合は、CD-Rにデータを入れ、プレゼンテーション当日に持参すること。
 - ⑤持ち込みのPCを使用してプレゼンテーションを行っても良い。
 - ⑥当日は病院が指定する待機場所に、提案説明時刻の10分前に待機し、終了後は速や かに退席すること。

14 事業者の選定

事業者の選定については、宝塚市立病院インターネット回線整備事業実施業者選考審査会(以下「審査会」)において、5名の審査委員により企画提案書の書類及びプレゼンテーションの審査を審査基準(別紙3参照)により実施し、最優秀提案者(最高得点者)を優先交渉権者として決定する。

なお、応募事業者が1者しかない場合でも、審査基準に基づき評価し、基準点を満たす ときは、当該提案者を最優秀提案者とする。

15 契約の締結

優先交渉権者として選定された事業者と契約交渉を行い、随意契約により契約を締結する。

契約交渉が不調のときは、審査会の評価に基づき順位づけられた上位の事業者から順に契約交渉を行い、随意契約により契約を締結する。

以上。